明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告示〕

○除籍が滅失した件（法務三一一）　二
○日本国に帰化を許可する件（同三一二）　二
○千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約へのカタール国の加入に関する件（外務二〇九）　三
○特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約へのチリ共和国の加入に関する件（同二一〇）　三
○商標法条約へのチリ共和国の加入に関する件（同二一一）　三
○アフガニスタン・イスラム共和国における第二次農業生産拡大及び生産性向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件（同二一二）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件（同二一三）　三
○国道一号線アワシュ橋架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二一四）　四
○財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（財務二〇七）　四
○財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（同二〇八）　四
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一三）　五
○薬事法第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医療機器を指定した件（厚生労働一八八）　五
○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産一一七六）　五
○家畜伝染病予防法第六十条第一項第六号から第八号までの規定に基づき、農林水産大臣の指定する薬品、衛生資材及び焼却又は埋却に要した費用を定める件の一部を改正する件（同一一七七）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一一七八～一一八二）　五
○電気工事士法施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、電気工事士法第四条第四項第二号の指定を受けた養成施設の廃止の届出があった件（経済産業一三九）　七
○平成二十二規制年度における特定物質の生産量及び消費量並びに輸入量及び輸出量の算定値の実績を告示する件（同一四〇）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通六六四）　八
○海上における試験発射を実施する件（防衛一四六）　九
○道路に関する件（東北地方整備局一一三）　一〇
○都市計画に関する件（同一一四）　一〇
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（九州地方整備局一一六）　一〇

〔国会事項〕

諸事項　一二

〔皇室事項〕

諸事項　一二

〔官庁報告〕

産業

日本工業規格（経済産業省）　一二

〔公告〕

諸事項

**官庁**

財団、犯罪被害財産支給手続開始決定、金融商品取引業者の登録取消し処分、証票無効関係　一二
**裁判所**

相続、失踪、破産、特別清算、再生関係　一三
**特殊法人等**

経済産業省共済組合定款の一部変更関係　一三〇
**会社その他**
**会社決算公告**

三